

議案第 74 号

前橋市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

平成 28 年 6 月 14 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市長の退職手当の特例に関する条例

前橋市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和 33 年前橋市条例第 15 号）第 2 条の規定にかかわらず、平成 28 年 2 月 28 日において市長であった者には、この日を含む任期に係る同条の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。